

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第69回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成28年1月26日（火） 13時59分～15時24分

於・総務省 第一特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、

関口 博正、長田 三紀、三友 仁志、山下 東子

（以上8名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

第4 出席した関係職員等

福 岡 徹（総合通信基盤局長）

大 橋 秀 行（電気通信事業部長）

秋 本 芳 徳（事業政策課長）

飯 村 博 之（事業政策課企画官）

堀 内 隆 広（事業政策課調査官）

竹 村 晃 一（料金サービス課長）

内 藤 新 一（料金サービス課企画官）

吉 田 正 彦（データ通信課長）

塩 崎 充 博（電気通信技術システム課長）

安 藤 高 明（電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長）

湯 本 博 信（消費者行政課）

吉 田 恭 子（消費者行政課電気通信利用者情報政策室長）

東 政 幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

1 答申事項

ア 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）の施行等に伴う関係省令等の整備について【諮問第 3 0 7 8 号】

イ 電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う電気通信事業の利用者保護に関する省令等の整備について【諮問第 3 0 7 9 号】

2 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等）について【諮問第 3 0 8 0 号】

イ 接続料規則等の一部改正について【諮問第 3 0 8 1 号】

開 会

○辻部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第69回を開催したいと思います。

本日部会には、委員全員が出席されておられますので、定足数を満たしております。

議 題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行等に伴う関係省令等の整備について【諮問第3078号】

○辻部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、答申事項2件及び諮問事項2件となっております。

それではまず、諮問第3078号「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行等に伴う関係省令等の整備」について審議いたします。

本件は、当審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されており、また、これらは密接不可分であることから、意見招請につきましては、必要的諮問事項の部分も含めて、一体として総務省において実施していただき、接続に係る省令等につきましては、接続委員会において調査・審議いただきました。

まず、1月19日に開催されました接続委員会での検討結果につきまして、接続委員会主査である相田専門委員からご報告をいただいた後、意見招請の結果について総務省から説明いただき、その後に審議させていただきます。

それではまず、相田専門委員、よろしく願いいたします。

○相田専門委員　それでは、ご報告させていただきます。

本件、昨年11月10日に開催された電気通信事業部会における審議の結果、接続委員会において調査・検討を行うこととされた案件ということで、その概要につ

いてご説明いたします。

まず、二種指定制度に係るものにつきましては、昨年5月の電気通信事業法の改正を受け、接続約款に定めるべきアンバンドル機能、接続料の算定方法、それから、接続を円滑に行うために必要な事項等について規定する省令の制定及び改正を行うものです。一種指定制度に係るものにつきましては、情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」を受けて、8収容の原則を接続約款の必要的記載事項とするための改正を行うものです。これらにつきまして、先ほど部会長からご紹介がありましたとおり、意見募集を経た上で調査・検討を行い、接続委員会といたしましては、資料69-1の1ページのとおり、報告書を取りまとめました。

接続委員会といたしましては、報告書の1に記しましたとおり、本件、「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備」については、諮問のとおり改正することが適当と認められるとしております。提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として2ページから24ページに取りまとめてございまして、これをご覧いただきますと、赤で諮問事項と書かれているものと書かれていないものがあるというのは、先ほど部会長からございましたように、諮問事項とそうでないものとをあわせて意見募集にかけたということで、結果として、MVNOガイドラインにつきまして修文すべきという意見が中に入っているんですけども、それにつきましては、諮問事項でないということで、この報告書のところでは、諮問のとおり改正することが適当と認められるという書き方になってございます。

これらの詳細につきましては、総務省から説明いただけるということですので、よろしく願いいたします。

○辻部会長　　ありがとうございました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○飯村事業政策課企画官　　事業政策課の飯村でございます。

それでは、資料69-1に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、配付資料の確認ですけれども、目次でございますように1ページおめくりいただきますと、今、相田主査からご説明がありました19日の接続委員会の報告書でございます。それから飛んで25ページからが、本部会の答申書の案になって

ございます。また飛んで一番下にページがついている69ページ、このパワーポイントの資料が、本日の説明資料でございます。それから、93ページ目からが参考ということで、今回整備する省令等の整備案、テーブルメンバーには配付しているものでございます。

それでは、資料の69ページと下についているパワーポイントのスライドをご覧ください。1ページをおめくりいただきまして、右上に四角囲みで1と書いてある「諮問の経緯・概要」からご説明申し上げます。本件は、昨年11月10日のこの部会に諮問させていただいたものでございまして、概要としては、昨年5月に成立・公布した改正電気通信事業法の施行に必要な省令改正等を行うものでございます。

具体的には、公正競争の関係では、1つ目の、合併等の審査をするために法改正で登録の更新制を導入しましたので、省令等では特定電気通信設備、これはこの設備を設置する者を一種・二種指定事業者またはその特定関係法人、いわゆるグループ会社が合併等をした場合に登録の更新義務が生ずるという設備であり、この指定基準等を規定するものでございます。2つ目は、NTTドコモに対する禁止行為規制を法改正で緩和いたしました。省令等では規制緩和後も引き続き不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人の指定基準等を規定しております。3つ目が、卸電気通信役務の関係でございます。法改正では、一種・二種指定事業者に対し、卸電気通信役務の事後届出制と届出内容の整理・公表制度を導入いたしました。省令等では、届出対象となる卸電気通信役務と届出事項等を規定しております。4つ目が、ただいま相田主査から説明のあった二種指定制度の関係と、5つ目がドメイン名の関係ということで、ドメイン名に対応するIPアドレスを聞かれたらそれを回答するサービスについて、今回の法改正で事業法の規律対象としましたので、省令等では個々の具体的な規律、例えば信頼性確保の規律などの対象となる役務等を規定しております。それから、加入光ファイバの8收容の原則を規定するとともに、訪日外国人が自分の国で使っていたWi-Fi端末等をそのまま日本国内でも利用できるようにするための利用基準等を規定するものでございます。

以上が諮問の概要でございまして、2ページ目が「意見募集の概要等」でございます。諮問後の11月11日からひと月間、パブコメを行いまして、計16者から意見が寄せられました。それから、接続の関係については、議事規則上、2回のパ

パブコメが必要ですので、引き続いて2週間パブコメを行いまして5者から意見が寄せられております。それから、携帯タスクフォースを昨年12月まで行ってまいりまして、この中で、開放を促進すべき機能にHLR/HSS連携機能を位置づけるべきということでしたので、今回その関係での改正案についても27年11月からひと月間、パブコメを行いまして、8者から意見が寄せられたところでございます。なお、接続委員会での検討の結果については、先ほど相田主査からお話があったとおりでございます。

続きまして、3ページ以降が、パブコメの意見とこれに対する考え方でございます。4ページ目以降が具体的ななものになるのですが、全体のボリュームが多いことから、後ほど、ゴシック体になっている部分がございますけれども、その部分を中心に説明をさせていただきます。

4ページ目の整備案全体につきましては、いずれも賛同のご意見ですので、説明については省略をいたします。

続きまして5ページ目をご覧ください。2つ目の意見が、登録の更新制の関係で、登録の更新が認められない場合は看過できない影響が生じるため、審査基準にある電気通信回線設備を設置する電気通信事業者による競争を阻害するおそれがないことの判断基準を明確化すべきとの意見がソフトバンクから示されております。これについては、この要件の該当性については個別事案ごとの判断とならざるを得ないので、審査の際には、合併等の理由、例えば救済合併かどうかとか、あとは合併等をした後の特定電気通信設備を設置する事業者の数やシェアなどの市場の状況、それから審査対象事業者の今後のネットワーク構成や提供サービスがどうなるのかといった状況などを総合的に判断していくことが必要としてございます。

続きまして6ページ目、禁止行為規制の緩和の関係でございます。今回の改正では、禁止行為規制の対象事業者につきまして、対象事業者は収益シェア40%を超える事業者が対象になるわけですが、これまでは収益シェアの判断を個社単位で行っていたものをグループ内にほかのMNOがいる場合には、そのMNOのシェアも合算して判断することにしたことについて、2つ目のドコモからは賛同の意見が示されております。3つ目が、テレコムサービス協会からの意見で、同じく合算することについては賛同ですが、引き続きMNOの3グループ、ドコモ以外のKDDIやソフトバンクについても禁止行為規制の対象事業者に指定すべきと

の議論を継続して行うべきとの意見が示されております。これについては、禁止行為規制そのものが市場支配力を根拠とした規制であるため、MNOの3グループの市場支配力の有無を検討せずに指定することは適当ではないとしてございます。4つ目が、合算した場合の影響を受けるソフトバンクとKDDIからの意見でございます。これは、シェアが高い場合でも、グループ合算してシェアが高い場合と個社単体でシェアが高い場合では、根本的に市場シェア力の強さが異なるため、判断に当たっては、個社単位でシェアを有している事業者の市場支配力を十分に考慮することが必要との意見でございます。これにつきましては、現行の枠組みにおきましても、具体的な禁止行為規制の対象事業者の指定に際しては、事業規模やブランド力などの個社単位の総合的な事業能力を測定するための諸要因を踏まえ、総合的に判断することにしておりまして、個社単位の市場支配力も考慮することにしていただいております。

続きまして7ページ目をご覧ください。7ページ目は、禁止行為の相手方の指定基準、NTTドコモが引き続き不当な優遇の禁止対象として扱わなければならないグループ会社の基準についての意見でございます。今回は、グループ会社であっても5万契約以上の契約を有し、かつFTHやMVNOのようなサービスを提供しているグループ会社については、引き続き不当な優遇禁止対象にしているのですが、通信モジュール向けサービスにつきましては、イノベーションを阻害しない観点から、5万件の契約数のカウントの除外をするということにしてございます。6番目の意見は、この点について賛同するとの意見でございます。7番目は、逆にケイ・オプティコム等からは、通信モジュール向けサービスは除くべきではないとの意見、また、5万件未満の事業規模の小さいグループ会社においても、相手方から除外すべきではないとの意見でございます。まずモジュール向けのサービスにつきましては、移動通信市場においては、IoT、M2Mという形で、さまざまな新事業の創出等が期待され、現在、市場の揺籃期にある状況を踏まえて、今回規制の相手方から除くこととしたものなわけですが、他方、今後このサービスが、競争上の重要性をさらに高めていくことも考えられますので、今回の措置が有効かつ適切に機能しているかを検証することが重要としてございます。また、小規模の契約数5万件未満の者であれば、それぞれの市場においてシェアが1%程度または未満であり、競争上の影響が大きいとは言えないこと、また、5万件以上になります

と、禁止行為規制の相手方に指定されることとなりますので、相手方から除外しても問題ないとしてございます。

8 ページ目は飛ばしていただきまして9 ページ目をご覧ください。9 ページ目からが、卸電気通信役務の関係でございます。3 つ目の意見は、卸電気通信役務の届出義務が課されるNTT東日本とドコモからの意見でございます。今回の届出内容の整理・公表におきまして、過度に細部にわたる提供条件の把握・評価・公表を行うことは、新たな取組を委縮させかねないため、どこまで詳細な内容を扱うかについては慎重に対応してもらいたいとの意見でございます。これにつきましては、一種指定事業者等が提供する卸電気通信役務はその提供条件によっては公正な競争環境に支障を及ぼすおそれがあるため、今回その透明性を確保する観点から、整理・公表制度を設けたものでございます。他方、イノベーションの促進を通じた多様な新サービスの創出等に資する面もございますので、整理・公表に当たっては、イノベーションを阻害しないことに留意しつつ、公正な競争環境の確保が適当としてございます。

続きまして10 ページ目は、逆に、届出事項についてもっと詳細に規定すべきとの意見が九州通信ネットワーク等から出てございます。現在NTT東西の光卸の関係のガイドラインにおいて、問題となり得る行為の判断基準として挙げられている提供手続・期間、技術的条件、サービス仕様等についても届出事項として規定が必要との意見でございます。これについては、今回の整備案におきましては、卸電気通信役務の内容や円滑に提供するために必要な技術的事項等を届出事項として規定した上で、加えてこれらの事項を確認できる契約書または書面の写しも添付させることにしておりますので、これらによって必要な事項は確認できるとしてございます。また、5 つ目の意見は、整理・公表に当たっての外部検証性の担保等を求める意見でございます。一種指定設備を用いた卸電気通信役務の料金の適正性等の情報について、卸先からの意見聴取や検証プロセスの外部検証性の担保等を行った上で、整理・公表が必要とのソフトバンク等からの意見でございます。これにつきましては、総務省において、既にNTT東西とNDAを締結した卸先から意見聴取を行うとともに、審議会に報告する措置を講じるといった方針を示しておりますので、こういった措置を通じて、提供条件の透明性の確保を図っていくことが適当としてございます。

続きまして、6つ目と7つ目が、二種指定設備の卸電気通信役務に関する関係の意見でございます。6つ目は、日本通信からの意見でございます。二種卸についても届出制度ができたことについては、公平性の担保につながることから望ましい。他方、MNOの恣意的な判断によって卸の提供自体が拒否される事例もあるため、今後は卸提供がなされるべきサービスに係る基準についても検討を行い、ルールの明確化を要望する意見でございます。これにつきましては、前段は整備案に賛同のご意見として承った上で、後段については、MVNOガイドライン案におきましても、必要性・重要性が高いサービスに係る機能であることなど、一定の要件を満たす場合には、接続だけではなくて卸による提供が望ましいため、開放を促進すべき機能に位置づけることにしております。総務省におきましては、このガイドライン案の適切な運用を図ることで、卸電気通信役務の円滑な提供の確保に努めることが適当としてございます。続きまして11ページ目の7つ目の意見は、NTTドコモからの意見でございます。二種卸の卸先の届出基準と一種卸の基準が同じ50万回線以上とされておりますけれども、これについては、フレッツ光の市場と移動通信市場では規模が違うので、その差異を考慮した基準に見直すべきとの意見でございます。これについては、固定通信市場（FTTHアクセスサービス）、それから移動通信市場（MVNOサービス）、それぞれにおける公正競争に与える影響を考慮し、上位5社相当の契約数を有する者を対象とした結果、いずれも50万件以上と設定されたものであり、この基準は適当としてございます。

続きまして12ページ目からの8枚が、二種指定制度の関係の意見と考え方でございます。

12ページ目の2つ目の意見が、NTTドコモから、二種指定事業者の設備投資、イノベーションに係るインセンティブに配慮がなされ、事業者間協議による合意形成を基礎とする枠組みがアンバンドルの関係で維持された点について賛同との意見でございます。

13ページ目が、これとは逆の意見でございます。KDDIからは、アンバンドル判断基準の「需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能を除く」という文言については、インセンティブを損なうことになるため、削除すべきではないと。また、判断基準のうちにある必要性・重要性が高いサービスに係る機能であることについては、この要件の該当先が明確ではないため、慎重にアンバンドル機能を定め

ることが必要との意見でございます。まず、需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能につきましては、このような機能であっても、接続事業者、MVNOが二種指定事業者と同等の時期にサービスの提供を開始できるようにすることが公正競争の確保のために必要であり、この文言を削除することは適当としてございます。また、必要性・重要性が高いサービスに係る機能につきましては、個別機能ごとにその該当性を判断せざるを得ないのですけれども、その際には、ガイドライン案の注書きで必要性・重要性が高いサービスの例示が記載されている点や指摘されているMNOの設備投資インセンティブにも配慮する旨が記載されている点を踏まえ、具体的なアンバンドルについての判断をすることが必要としてございます。

続きまして、14ページ目からの7、8、9の意見が、HLR/HSS連携機能に関する意見でございます。7番目が、テレコムサービス協会等からの意見でございます。この機能の開放を促進すべき機能に位置づけることに賛同の意見でございます。8番目がKDDIから、これは時期尚早との意見でございます。これについては、この機能はMVNOによる独自SIMの発行やサービス設計の自由度の高い音声サービスの提供等を可能とするために必要な機能であり、必要性・重要性が十分に高いこと、また、アンバンドルの要望もございますので、開放を促進すべき機能に位置づけることが適当としてございます。次の15ページ目の9つ目の意見は、さらに日本通信等から、この機能をアンバンドル機能として直ちに指定すべきとの意見でございます。これにつきましては、この機能については、現在事業者間協議が行われており、現時点において、MVNO側が希望するサービスの実現に当たって、二種指定事業者のネットワークに必要な機能の具体的な内容や技術仕様等が固まっていない状況にございますので、まずは、事業者間協議の中でこれらを明らかにすることが必要としてございます。

続きまして、16ページ目の15個目の意見でございます。接続料の算定方法についての意見でございます。現在の接続料につきましては、実績原価方式という方式で算定されておりますけれども、日本通信からは、将来原価方式や長期増分費用方式を採用すべきという考え方もあるので、総務省において、算定方法の在り方を明確にした上で、省令が正しく運用されることを要望するという意見でございます。これについては、今回の整備案につきましては、現行のガイドラインで整理されている算定方法をベースに制度化したものでありますけれども、ご指摘の方式を

含めいろいろな考え方がございますので、まずは、今回導入した制度の運用・検証等を行い、その状況も踏まえ、総務省において適時適切に検討・見直しが適当としてございます。

続きまして、17ページ目の17個目の意見でございます。これは、接続料の清算に関する意見でございます。前段は、ガイドラインにおいても枠組み、考え方が変わらない点について確認をしたいとの意見でございます。これについては、それを変更するものではないとしてございます。後段の意見につきましては、ガイドラインの文言の中で、「仮払い接続料」、「暫定接続料」といった記載が、複数の料金水準があるかのように解釈され得る懸念があり、会計処理、事業計画にも影響があると想定されるため修文が望ましいとの意見でございます。これにつきましては、このご意見を踏まえまして、右側、修正前、修正後とありますように、修正前に「暫定接続料」とか「仮払い接続料」という形で、接続料の前に「暫定」とか「仮払い」とついている部分について、例えば「合理的な暫定値」とか「暫定的な支払額」という形で、「暫定」なり「仮払い」という言葉が接続料にかからない形で修文をしているものでございます。

続きまして18ページ目が、接続料の検証の関係の意見がケイ・オプティコムから出てございます。これについては、NTTグループの減価償却方法が定率法から定額に変更されることによって、拡大が想定されるMNO間の接続料格差の妥当性の検証と接続料算定式の分母となる需要の測定方法に明確な規定がない点に検証の際留意することを希望する意見でございます。これについては、適正な原価・利潤を需要で除した結果、接続料格差が生じること自体は問題がないとした上で、総務省において、減価償却方法の変更による原価算定や需要の測定方法などを含め、接続料算定の適正性を継続的に検証することが必要としてございます。

次の20番目の意見が、情報提供の関係でございます。KDDIからの意見でございます。接続を円滑に行うための必要な情報提供について、一種指定事業者と同様に公表を促すとインセンティブが損なわれるため、二種指定事業者について、可能な範囲で網機能の提供に係る情報を提供すればよいことを確認したいとの意見です。これについては、時期の同等性確保の観点からは、将来追加される新たな網機能等に関する情報の提供が望ましいのですけれども、一種と同じような義務づけを行うとインセンティブを損なうおそれがあるため、今回の改正事業法においても、

この情報提供については努力義務とされているところでございます。

続きまして、19ページ目は飛ばしていただきまして、20ページのドメインの關係をご覧ください。1つ目の意見は、「.jp」のドメインに関してサービスを提供している日本レジストリサービスからの意見でございます。国による信頼性確保の枠組みの必要性は理解するが、インターネットはグローバルな環境で運用されるものであり、国内企業が海外企業に比べ不利益を被らないようにしてもらいたいとの意見です。これについては、総務省においては、民間主導かつグローバルな連携・協調のもと発展してきたインターネットの特性を十分に認識した上で、今後も関係者との連携を密にし、諸外国の動向を注視すること等により、制度の適切な運用や必要に応じた見直しが適当としてございます。

続きまして21ページ目が、加入光ファイバの8收容の原則の關係でございます。2つ目、ソフトバンクからの意見でございます。8收容の原則による收容効率の改善のみではなく、早急に接続料体系の見直しを行い、実効性のある接続促進によって光ファイバの利用拡大が必要との意見です。これについては、昨年9月の接続制度答申において示されたとおり、この關係の接続制度の在り方については、接続料の低廉化の状況や光配線区画に関する取組の状況、サービス卸を含む市場全体の競争状況などを評価し、改正事業法3年後の見直しとあわせて、総務省において改めて見直しの検討が適当としてございます。

続きまして22ページが、海外からの持込端末の關係でございます。これは、情報通信ネットワーク産業協会、CIAJからの意見でございます。規定の整備については賛同のご意見と、指定外の端末機は使用できない旨を多国語での周知・広報を行うべきとの意見でございます。これにつきましては、整備案の公布後、周知活動を総務省としても行っていく予定ですので、その際の参考とさせていただきたいとしてございます。

最後、23ページ目でございます。その他として1つ目、ソフトバンクからの意見でございます。競争状況の定常的な監視・検証が不可欠であり、新たな競争評価制度等によって十分な競争環境の担保が必要との意見でございます。これにつきましては、一昨年末の2020答申におきましても、新たな行政運営サイクルの確立が適当とされていることなどを踏まえまして、総務省では、現在この仕組みの導入の検討をしているところございまして、このご意見は、その際の参考とさせて

いただきたいとしてございます。

以上のパブコメ意見の結果を踏まえて、全体の資料の25ページ目の本部会の答申書の（案）でございます。「記」と書いてある下の1つ目でございますけれども、本件、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備については、諮問のとおり改正することが適当と認められると。なお、提出された意見及びそれらに対する審議会の考え方は、別添、先ほど説明したものの詳細版のとおりであるという形にしてございます。

説明については以上でございます。

○辻部会長 どうもありがとうございました。

問題の重要性から見て、非常に多くの意見が寄せられてきたと思います。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問とかご意見がありましたらどうぞよろしくお願いたします。

○山下委員 それでは1つ伺ってよろしいですか。

○辻部会長 それでは、山下委員。

○山下委員 6ページの移動通信分野における禁止行為の3と4に関わるころなのですけれども、どちらも市場支配力に関することだと思うのです。それで、確認をしたいことは、収益シェアを合算するか、それとも個社単体で収益シェアを見るかということについてはお答えがある、考え方が示されているのと同時に、市場支配力という言葉がまた切り離されて考慮するというふうに書かれているということで、少し確認したいのは、市場支配力とシェアをイコールで考えておられるのか、それとも市場支配力の中に収益シェアと、それからそれ以外のものと両方あわせて市場支配力というふうに解釈をすればいいのかということについてお伺いできればと思います。

○飯村事業政策課企画官 今のご質問については、後ほど言われた収益シェアとそれ以外のものも含めて市場支配力全体を評価するというようにしておりますので、収益シェアについては、市場支配力を評価する上での要素の一つということでございます。

○辻部会長 市場支配力のほうが大きい概念で、それを見る指標的なものがシェアで、シェアの概念はまたいろいろあるわけですね。一応、収益シェアというのがマーケット支配をはかる一番重要というか、よく使われている指標になっていると

というような意味かと思えますけども。いかがでしょうか。

○山下委員 わかりました。ありがとうございます。

○辻部会長 そのほかご意見はございませんでしょうか。

ないようでしたら、これは何回もここで議論していただき、またパブコメも慎重にやっていただきましたので、他にご意見がございませんでしたら、諮問第3078号につきましては、お手元の答申（案）のとおり答申したいと思ますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○辻部会長 どうもありがとうございました。

それでは、（案）のとおり答申することといたします。

相田委員、どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

イ 電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う電気通信事業の利用者保護に関する省令等の整備について【諮問第3079号】

○辻部会長 それでは、次に諮問第3079号「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う電気通信事業の利用者保護に関する省令等の整備」について審議をいたします。

本件は、総務大臣からの諮問を受け、11月24日開催の当部会において審議を行い、12月24日まで意見招請を行いました。

それでは、総務省からご説明をお願いしたいと思います。

○吉田電気通信利用者情報政策室長 消費者行政課でございます。

最初に資料のご確認をさせていただきたいと思えます。資料69-2でございます。1ページから77ページまでが答申書の（案）ということになってございます。78ページからパワーポイントをつけさせていただいておりますが、意見募集の結果、提出されました意見及びこれに対する考え方の（案）の概要でございます。また、89ページから参考といたしまして、諮問をさせていただきましたときの省令等の整備案をつけさせていただいております。

以上が配付資料になります。

それでは、78ページからのパワーポイントを用いてご説明をさせていただきた

いと思います。

表紙をおめくりください。1 ページ目でございますが、右上に1 とさせていただきますが、諮問及び意見募集の経緯等でございます。上の四角の2 つ目の丸のところでございますが、電気通信事業の利用者保護に関する部分につきましては、昨年1 1月2 4日の本部会におきまして、省令と告示案につきまして諮問をさせていただきました。その翌日、下のところでございますが、平成2 7年1 1月2 5日から1 2月2 4日まで1 カ月間、意見募集を実施いたしまして、提出意見数といたしましては、個人の方から3 7件、法人・団体等から3 3件ということで、計7 0件の意見をいただいたところでございます。また、下の※のところでございますが、総務省におきましては、改正法の施行に向けまして、本年1 月1 6日より、改正法の法令の内容を解説いたします電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインの案につきまして、意見募集を開始させていただいているところでございます。

以上がこれまでの経緯のところでございます。

2 ページをおめくりください。1 1月2 4日に諮問させていただきました省令・告示案の概要についてご説明させていただきます。

まず1 番目といたしまして、説明義務の充実ということでございます。省令案におきましては、諮問事項のところがございますように、利用者に対しましては、その知識、経験、契約目的に配慮した説明を行うという、いわゆる適合性の原則を義務付けてございます。また、2 点目といたしまして、携帯電話サービスのいわゆる2 年縛り等の期間拘束契約につきましては、自動更新されるときに利用者に事前通知するというを義務付けてございます。

2 番目の書面交付義務の導入につきましては、諮問事項のところがございますように、契約が成立した後遅滞なく交付されます書面には、通信サービスの種類、料金の内訳、支払い時期、方法、違約金等の解約条件、各種通信制限等の記載を義務付けてございます。また、通信サービスの複雑な料金割引の仕組みにつきましても、その仕組みを図で示すといったことを義務付けてございます。また、付随する各種有料オプションサービスにつきましても、その名称・料金・解約条件等の記載を義務付けるということを省令案に規定させていただきました。

3 ページ目でございます。3 番といたしまして、初期契約解除制度の導入が図られております。諮問事項のところでございますが、告示の案におきまして、主要な

固定インターネットサービス及び移動通信サービスにつきましては、初期契約解除制度の対象として指定をさせていただきました。他方、端末を含めて解約できる確認措置の認定を受けた移動通信サービスにつきましては、初期契約解除に替えて確認措置を適用するという措置もあわせて規定をさせていただいております。

4番のところでございますが、代理店に対する指導等措置の導入ということで、これは諮問事項ではございませんが、省令におきましては、業務の手順等、いわゆるマニュアルの作成、また、苦情の適切な処理、問題発生時の委託の中止・契約解除等の措置の義務付けについて規定をさせていただいているところでございます。

5番につきましては、勧誘継続行為、求められない勧誘を継続する行為ですとか、不実告知等の禁止について法律で規制されておりますところを若干利用者利益の保護に支障を生じない範囲での例外を省令では規定させていただいたところでございます。

その後、意見募集の結果、提出されました主な意見とこれに対する考え方の（案）でございます。

5ページ目をご覧ください。説明義務の関係でございます。右上に記載させていただいておりますとおり、白丸となっているのが、消費者団体または個人の方からいただいたご意見。白い四角になっておりますのが、事業者団体または事業者の方々から寄せられた意見でございます。

まず1点目、適合性の原則でございますが、1段落目でございます。消費者団体の方々からは、適合性原則が規定されたことを評価するというご意見をいただいております。高齢者等、知識、経験の少ない消費者に一層の配慮が必要ということでございます。右側ですが、考え方といたしましては、賛同のご意見として承るとさせていただきます。2段落目でございますが、これは消費者団体、また事業者団体、事業者の方々双方からいただいておりますが、適合性原則を踏まえた説明方法の優良事例、あるいは不適切事例、そういったものをガイドラインに記載してほしいというご意見をいただいております。こちら右側でございますが、現在、意見募集を実施させていただいております新ガイドラインにおきましては、説明方法の優良事例、不適切事例を、これまでの研究会で挙げられた意見ですとか苦情の内容等を踏まえて記載させていただいているところでございます。3段落目でございます。ソフトバンクからは、店頭への応対時間が今増加傾向にあるということで、

高リテラシーの利用者等への説明の簡略化についても検討することが必要とのご意見をいただいております。右側の考え方のところでございますが、ICTサービス安心・安全研究会の報告書におきましても、適合性原則を考えると、いわゆる高齢者等への配慮という他方で、リテラシーが高い方については逆に簡略化するといったことも考えるべきではないかといったご提言をいただいておりますので、そういったことも踏まえまして、新ガイドラインにおきましては、高リテラシーの利用者への説明の簡略化の例も記載させていただいたところでございます。

2点目の自動更新時の事前通知でございますが、こちらにつきましては、消費者団体の方々等からは、規定を評価するというご意見をいただいております。消費者にとってわかりやすく気づきやすい通知である必要があるといったご意見をいただいております。右側の考え方（案）のところでございますが、ガイドライン案におきましても、やはり平均的な消費者がこれは理解できるだろうという内容と方法で実施していただくことが重要と考えてございます。

6ページ目でございます。書面交付義務の関係でございます。1段目でございますが、消費者団体の方々からは、本整備案の定める記載事項について賛成するというご意見をいただいております。賛同のご意見として承っております。2段落目でございますが、これも消費者団体の方々等からは、いわゆる2年縛りに関する事項、例えば違約金等の事項ですとか、付随契約、いわゆるオプション契約に関する事項を理解できる書面とする、あるいは3行目でございますが、重点事項は統一フォーマットで記載するなど、消費者にとってわかりやすい書面としていただきたいというご意見をいただいております。また、事業者からも、書面の記載例、記載事項等についてガイドラインで記載してほしいというご要望をいただいております。これにつきましては、右側でございますが、これも新ガイドラインのほうで、見本となる例を掲載させていただいております。1つ飛ばしまして4段目でございます。電子交付は、今回、利用者の明示的な承諾がある場合は、紙の書面に替えまして電子媒体による書面の交付というものも許容しておりますが、消費者団体の方々等からは、利用者による申込みがあった場合など、最小限にとどめるべきであるというちょっとご懸念のご意見もいただいております。これにつきましては、右側でございますが、法律によって、書面交付が紙での交付が原則でありまして、電子交付を行う場合には、利用者の明示的な承諾を得なければならないということを書かせてい

ただいております。また、この点につきましては、ガイドラインでもしっかり明記させていただいたところがございます。

次、7ページをご覧ください。初期契約解除制度の関係でございます。対象役務の指定の関係で幾つかご意見をいただいております。まず、1段目でございますが、消費者団体、あるいは個人の方から、制度について一定の評価をするが、対象役務は説明義務と同様とすべきということで、主要な固定インターネットサービス及び移動通信サービスについては、対象として指定させていただいたところがございますけれども、それでは不十分ではないかというご意見でございます。右側の考え方の（案）でございますが、対象役務の範囲につきましては、利用者が電波状況を事前に知ることが難しいですとか、料金も含めまして契約前のサービスの内容に対する理解が難しい場合があるということですか、または苦情の発生状況、期間拘束がその契約にあるかどうか、また主たる販売形態が不意打ち性の高いものであるかどうか等を総合的に勘案して判断したものとさせていただいております。ただし総務省におきましては、この対象範囲は告示でございますので、恒常的なものとすることなく、法施行後も苦情の状況ですとか、事業者の自主的取組の状況、そういったものについて継続的にモニタリングを実施いたしまして、必要に応じて対象役務の見直しを実施していくことが適当とさせていただいております。

2段落目でございます。これは消費者団体、あと個人の方から、携帯ネットワークを用いるMVNO、いわゆる格安SIMのMVNOのサービスにつきましては、今は対象外となっているけれども、問題が発生するようであれば直ちに対象とすべきというご意見をいただいております。また、3キャリアからも、消費者保護及び健全な競争環境整備の観点から、MNOに限定することなくMVNOも対象とすべきというご意見もいただいております。この点でございますが、右側でございます。MVNOの格安SIMのサービスにつきましては、現時点においては、PIONEERの苦情等を見ますと、必ずしも苦情は多くない、少ないということ、あと、データ通信について期間拘束のないサービスが一般的であるということ踏まえまして、今回対象外とさせていただいております。ただし、もちろん今後もこの点につきましても、継続的にモニタリングを実施し、必要に応じて見直しを行っていくことが適当とさせていただいております。

3段落目でございます。MVNOのうち、BWAのMVNOのみが初期契約解除

制度の対象となった根拠をご説明いただきたいとのことでございます。この点につきましては、右側でございますが、BWAのMVNO、いわゆるWiMAX等のMVNOのサービスにつきましては、苦情が少ないとは言えない、この点につきましては、ワーキング等でも議論があったところでございますが、また、期間拘束・自動更新付きのサービスが主流である、大半であるということを踏まえまして、初期契約解除の対象とさせていただいているものでございます。

おめくりいただきまして8ページ目でございます。左側でございますが、事業者のほうから、携帯ネットワークとBWAのネットワークを一体的に利用するMVNO、その上で格安SIMのサービス等を提供するMVNOと携帯ネットワークのみを利用するMVNOとの間で実質的な差異はないということで、BWAネットワークを使っているかどうかだけで適用の有無が違うということは、かえって消費者混乱を招くのではないかという指摘をいただいております。今のご意見は、ケイ・オプティコム、KDDIからいただいております。また、ソフトバンクからも、携帯ネットワークを使っているか、あるいはBWAネットワークを使っているかという、ネットワークの差異を基準とするのではなくて、サービス形態が類似しているMVNO間においては、制度的扱いの不整合が生じないようにすべきといったご意見をいただいております。右側の考え方でございますが、我々もいろいろ総務省内で検討いたしまして、ご意見を踏まえまして、本整備案の原案におきましては、BWAのMVNOサービスを初期契約解除の対象として指定をしていたところでございますが、初期契約解除の対象とすべきMVNOサービスをより正確・的確に捉えるという観点から、ネットワークを基準として切るのではなく、データ通信専用であって期間拘束付きのMVNOサービスを対象として指定する案にこの点は修正をさせていただきたいと考えてございます。この1点が修正点となります。

次の確認措置についてでございます。確認措置につきましては、消費者団体、また個人の方々から、電波状況が不十分な場合に契約解除ができるという確認措置は、それだけでは足りないということで、これをもって初期契約解除制度の対象の適用除外とすることには反対であるとのご意見をいただいております。右側でございますが、省令上も、確認措置による契約解除は電波状況が不十分な場合だけにはとどまらないということで、3行目でございますが、説明義務または書面交付義務の遵守が基準に満たない場合にも契約解除を可能とするものですということで書かせて

いただいております。この点につきましても、利用者利益の保護に支障が生ずるおそれがある場合には、確認措置の認定の取り消しというものが可能でありまして、総務省においては、実施状況を継続的にモニタリングしていくことが適当とさせていただきます。

9ページでございます。勧誘継続行為の禁止につきましては、事業者から、業界における自主ガイドラインと同等の解釈、例えば利用者が再勧誘を拒否する旨を示されたときは当面の間勧誘してはならないといった同等の解釈をしてほしいという要望が上がってきております。右側でございますが、本件につきましては、慎重に対処することが重要であると考えております。個別事案に結局はよりますが、ある一定期間後に同様に勧誘を行う場合、やはり例えば相手方の意思の確認を行うということが考えられるのではないかとさせていただきます。

また、その下でございますが、代理店指導等の措置につきましては、1段落目でございます。代理店等の独自契約、いわゆる代理店独自のオプションにつきましては、契約時にしっかり代理店が書面交付をするように、それを措置内容として定めるべきというご意見を消費者団体、あるいは個人の方からいただいております。右側でございますが、ガイドライン案におきまして、代理店が独自オプションを提供する場合は、事業者の手順等に関する文書、いわゆるマニュアルの中でその内容を記載した書面を交付するといった手段を定めることが必要とさせていただきます。

最後でございますが、10ページでございます。経過措置に関する要望を事業者団体、あるいは事業者の方々等からいただいております。システム開発等のための時間が十分ではなく、施行後半年間、または1年間の猶予をいただきたいというご意見をいただいております。この点でございますが、改正法の公布後1年以内の施行というものが法定されておりました、これを省令によって解放令によって包括的に延期するということは法制上困難であると考えております。また、国民生活に不可欠なインフラとなっております電気通信サービスにつきましては、消費者保護ルールを速やかに導入することが重要であるというふうにさせていただきます。

概要につきましては、以上でございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、1ページ目の答申書の（案）でございますが、先ほどご説明いただきました1点を修正させていただきたいと考えておりました。

て、1にございますように、次のとおり修正した上で制定することが適当と認められるということで、電気通信事業法施行規則の一部改正案及び電気通信事業法第26条第1項各号の電気通信役務を指定する件の告示案について別添1のとおりとすることとさせていただきます。また、提出されたご意見、それらに対する当審議会の考え方につきましては、若干大部となっておりますが、別添2のとおりであるとさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○辻部会長 どうもありがとうございました。

消費者保護とか携帯料金とか、今非常に大きな社会問題となっておりますので、非常にたくさんの方々のパブコメに対する意見が寄せられたところであります。それから、今説明がございましたように1点修正点も入っておりますので、これらを含めて皆さん方のご意見、あるいはご質問をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○長田委員 よろしいですか。

○辻部会長 それではお願いします。

○長田委員 今回の事業法の改正そのものが、消費者団体、消費者が待ち望んでいた消費者保護の大きな改正になっていて、それを具体化させる今回の省令の改正につきましては、本当に多くの消費者団体が関心を寄せております。その中で、やはり例えば初期契約解除、いわゆる特商法のクーリングオフとは違う制度を取り入れていることや、確認措置という今まで聞いたことのない制度が提案されているということで、一部わかりにくいという話もありますけれども、今、意見募集を別途されているガイドラインなどもかなり力を入れて書いていただいているので、そこで理解できたというような意見も寄せられているところではあります。

ただ問題なのは、一人一人のユーザというか、契約者が、こういう制度改正というのをきちんと知るのにはなかなかできないというか、難しいので、やはり販売の現場でどこまで適切な説明がされているのかということにかかってくると思います。そういうことも含めて、今回寄せられた意見に対する考え方の中で、数カ所、継続的にモニタリングを実施して見ていくということが書かれていますけれども、ここが非常に重要になってくると思います。人や経費をそのところにちゃんと用意していただいて、それぞれの制度がきちんと法の意思を反映する形で、実際現場で有

効にその制度が生かされているのかというところをぜひちゃんとモニタリングして
いただいて、問題があるということになれば、時を置かずすぐに次の検討に入って
いただければというふうに思っています。

以上です。

○辻部会長　　ありがとうございました。

今のご意見につきまして、何かご回答とかご意見とか。

○吉田電気通信利用者情報政策室長　　ご指摘ありがとうございます。我々もこの解
答案を作成している段階で、まさに継続的なモニタリングというところが非常に重
要であることは改めて認識した次第でございます。具体的に、どのようにその仕組
みを設計していくのかということにつきましては、またいろいろな方のご意見をい
ただきながら施行までにしっかりと詰めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○辻部会長　　そのほかございませんでしょうか。

それでは、先ほど総務省から何回も説明いただき、あるいはご回答いただいたよ
うに、消費者の苦情とか疑問点というのはなかなかなくなりませんので、いろんな
問題が出てまいります。それに対してモニタリングしていただいて、問題が大きけ
ればまた即座に対処していただくという方向でお願いしたいと思っております。

そこで、諮問第3079号につきましては、お手元の答申（案）のとおり答申し
たいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○辻部会長　　それでは、（案）のとおり答申させていただきます。ありがとうござ
いしました。

（2）諮問事項

ア　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通
信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成28年度
の接続料の改定等）について【諮問第3080号】

○辻部会長　　続きまして諮問事項に移ります。

それでは、諮問第3080号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式

会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等）」について、総務省から説明をお願いいたします。

○竹村料金サービス課長　それではお手元の69-3から69-6の資料でご説明したいと思います。

まず今回の諮問でございますけれども、資料69-5と69-6をご覧くださいと思います。NTT東西からの接続料の変更認可申請につきましては、例年は実績原価方式で算定される機能に加えまして、将来原価方式によって算定されます加入光ファイバ、それとNGNについて申請がなされてございます。ただ、今回の認可申請におきましては、申請がされておりますのは実績原価方式によるものだけとなっております。加入光ファイバとNGNの認可申請が遅れるとの報告がNTT東西よりございました。資料69-5と69-6でございますけれども、これによりまして、NTTにおいて、現在償却方法の見直しを行ってございますけれども、検討の対象がNTTグループの全ての設備になっており、非常に膨大であるということから、見直し内容の決定が平成28年5月ごろになるという見通しでございます。このため、償却方法の見直し内容が申請の内容に影響いたします加入光ファイバとNGNの接続約款の変更の認可申請につきましては、償却方法の見直しを決定いたします5月以降になるということでございます。この申請が認可されたときには、平成28年4月にさかのぼって接続料を適用し、仮に接続事業者が払い過ぎた接続料があれば清算されるということでございます。

それから、加入光ファイバ接続料の算定に向けた現在の検討状況でございますけれども、昨年9月の情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」を踏まえまして、平成28年度から平成31年度までの4年間の将来原価方式により算定する予定とのことでございます。また、償却方法の見直しのほか、企業努力によるさらなる効率化・費用削減、コスト把握の精緻化といった取組についても、平成28年度接続料に反映させるよう検討を行っているということでございます。総務省といたしましても、情報通信審議会答申を踏まえまして、引き続きNTT東西による取組の実施状況を注視していきたいと考えてございます。

それでは、諮問書に戻っていただきたいと思います。資料69-4の1ページをお開きください。本件は、実績原価方式に基づく平成28年度接続料の改定につき

まして、NTT東西から電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更認可申請があったものでございまして、審査の結果、同条第4項各号のいずれにも適合すると認められるため認可することとしたいと考えてございます。本件につきまして、事業法第169条の規定により諮問するものでございます。

それでは、中身の説明に入らせていただきます。資料69-3をご覧くださいと思います。

まず1ページをご覧ください。先ほどもご説明いたしましたとおり、今回の申請は実績原価方式に基づく平成28年度の接続約款の変更認可申請のみでございます。下の参考のとおり、加入光ファイバとNGNにつきましては、5月以降の申請になる見込みでございますが、その申請が認可されるまでは、加入光ファイバにつきましては、平成26年に認可いたしました平成26年度から平成28年度までの3年分の接続料のうち、平成28年度分の接続料を暫定的に適用いたします。NGNにつきましては、平成27年度の接続料を暫定的に適用いたします。また、この接続約款の変更認可申請とあわせまして、接続料規則第3条に基づく、いわゆる3条許可の申請も提出されておりますけれども、これについては後ほどご説明いたします。

それでは、3ページをご覧ください。電気通信事業法におきましては、一種指定設備と他事業者の設備との接続に関しまして、接続料及び接続条件について接続約款を定め、認可を受けることを義務づけているところでございます。接続料は、総務省令で定める機能ごとに定めることといたしておりまして、接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものとするのが求められてございます。具体的には、接続料規則においては40の機能が定められておりまして、このうち12の機能については、いわゆるLRIC方式により接続料を算定し、28の機能については接続料原価を算定し、原価が収入に一致するよう接続料を設定することとしてございます。4ページをご覧ください。この28の機能の接続料原価は、前々年度の接続料会計を基礎として算定されました第一種指定設備管理運営費に自己資本費用等を加えて算定することが原則となっております。今回の申請では、28機能のうち19機能について、上記の原則に従って、いわゆる実績原価方式によって接続料が算定されてございます。

5ページをご覧ください。具体的な接続機能と本件の申請の対応関係を示したものでございます。いわゆるアンバンドル機能と呼ばれます40の機能のうちオレン

ジ色に色づけされている機能が実績原価方式によるものでございまして、今回の申請の対象となるものでございます。このうち米印がついております機能につきましては、後ほどご説明しますとおり、アンバンドル機能から削除することとしてございます。

それでは、実績原価方式に基づく接続料の改定についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。まず全体の傾向でございますけれども、レガシー系の設備に関する接続料につきましては、自己資本利益率の上昇による報酬額の増加、それから需要の減少により値上がり傾向が継続してございます。特に専用線の接続料につきましては、これに加えて設備更改の影響もあり、前年度に比べて大きく上昇してございます。それから、PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱いでございます。これについては、29ページをご覧ください。

いわゆるポリ塩化ビフェニル（PCB）につきましては、右下の写真にありますとおり、照明器具の安定器等に幅広く利用されているものでございますけれども、昭和43年ごろにその毒性や環境汚染が社会問題化し、法律によって、平成39年3月までの処分が義務付けられているところでございます。NTT東西におきましては、この安定器の撤去等を行ってございますけれども、これまで処理費用を営業費用に引当金として計上しておりますけれども、処理単価が変更になりましたために、その分を平成25年度に特別損失として計上してございます。

7ページに戻っていただきまして、本件申請におきましては、前年度と同様に平成26年度に計上した特別損失のうち、一種指定設備の維持・運営に係るものを接続料原価として算入するとしてございます。

それから、8ページをご覧ください。ドライカップとラインシェアリングの接続料でございます。まず、ドライカップの接続料につきましては、設備管理運営費が減少してございますけれども、報酬額が増加しましたために、接続料原価の減少は小幅となっております。需要の減少率が接続料原価の減少率を上回ったために、下の図表のAにありますとおり、接続料算定単価が上昇してございます。それから、表のBにございますとおり、前年度はマイナスとなった調整額がプラスになってございまして、この結果、Cにありますとおり平成28年度の接続料は、NTT東日本で161円、NTT西日本で122円上昇ということになってございます。右の表を見ていただきまして、ラインシェアリングの接続料については、ドライカップ

と同様の理由によりまして、接続料算定単価の上昇、それから調整額の影響もあり、NTT東日本で6円、NTT西日本で7円上昇ということになってございます。

9ページをご覧ください。いわゆる専用線の接続料でございます。ここでは、ユーザ数が多い機能として、一般専用とデジタルアクセスの接続料を取り上げてございます。NTT東日本につきましては、設備更改により減価償却費が前年度より増加したものの、施設保全費のピークが平成25年度であったことから、結果的に施設保全費の減少分が減価償却費の増加分を上回ったため、接続料原価が減少してございます。一方、その結果、下の表のAにありますとおり接続料算定単価は上昇しているということでございます。また、Bにありますとおり調整額が加算された結果、一番下の列、一般専用では1,435円、デジタルアクセス（64k b p s）では1,354円上昇してございます。一方、NTT西日本につきましては、設備更改による色々な費用の増加に加えまして、設備の切りかえに伴う施設保全費のピークが平成26年度に1年遅れてピークを迎えたことから、接続料原価は増加してございます。さらに、需要も減少したことから、Aにございますとおり、接続料算定単価は上昇しております。さらに、調整額が加算された結果、一般専用では1,823円、デジタルアクセス（64k b p s）では1,722円の増加ということになってございます。

続いて10ページをご覧ください。公衆電話の接続料についてご説明いたします。公衆電話につきましては、接続料原価は減少してございますけれども、トラフィックが2割程度減少しているということもございます。公衆電話発信機能接続料は、NTT東日本で69円、NTT西日本で19円の増加となっております。なお、昨年度と同様、災害発生時の避難所として指定される施設等に事前設置されます特設公衆電話のアクセス回線に係る費用が接続料原価に算入されてございます。

それから、11ページをご覧ください。工事費、手続費等についてご説明いたします。全体の傾向といたしましては、作業単金が特別損失の影響等もあり上昇したために、前年度に比べておおむね上昇しているということでございます。それから、光屋内配線に係る工事費でございますけれども、平成27年度の接続料の認可に際しまして、本審議会から、平成26年度に実施した再計測におきまして、光屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えることが判明したということで、NTT東西に対して、毎年度配管の有無を調査し、配管の有無の比率が大きく変化

した場合には接続料に反映することを要請すること、という答申をいただきました。これを踏まえまして、総務省からNTT東西に対しまして、配管の有無を調査するよう要請したところでございます。今年度調査を実施したところ、配管の有無の比率は、平成26年度と平成27年度では大きな変化がなかったことから、光屋内配線を新設する場合の作業時間は平成28年度の計測時と同等としてございます。このように、作業時間は同等で作業単金は上昇傾向にありますけれども、物品費の低減というものがありましたことから、光屋内配線に係る工事費は、NTT東日本では6円、NTT西日本では41円減少しているところでございます。

以上が、実績原価方式に基づきます平成28年度の接続料改定の概要でございます。詳細については、資料69-4をご参照願いたいと思います。

それから、次に3条許可の説明をしたいと思います。13ページをご覧ください。接続料は、接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし、公正妥当なものであることが求められてございますけれども、特別な理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて別の算定方式を採用することが可能でございまして、本件申請にあわせまして、表の記載の項目について、許可申請が出されているところでございます。13ページの表の中で新規の項目が2点ございますので、ご説明したいと思います。

まず1番の「PHS基地局回線機能の接続約款からの削除及びその回線管理機能に係る調整額の扱い」についてでございます。PHS基地局回線機能につきましては、後ほど接続料規則の改正のところでもご説明いたしますけれども、PHSの基地局間の通信について、NTT東西のPSTN網を活用して交換・伝送する機能でございます。PHS事業者は、現在既に自社のネットワークを通じて通信する方式に切りかえてございますことから、NTT東西、接続事業者とも既にサービス提供を終了してございます。こうしたことを受け、当該機能を接続約款から削除することを求めるものでございます。それから、この回線機能を利用していた接続事業者は、ドライカップに移行してサービスを提供してございますけれども、接続事業者からの申込みの受付のための機能であるPHS基地局回線管理機能につきましては、平成26年度における調整額相当額をドライカップ回線管理機能の接続料原価に加えて算定することを求めてございます。それから、2の「手動交換サービス接続機能の接続約款からの削除」でございます。このサービスにつきましては、NTT東

西、接続事業者とも、既にサービス提供を終了していることを受け、接続約款から削除することを求めるものでございます。この1、2以外の項目につきましては、昨年度と同様の処理を求めるものでございます。

それから、スタックテストについてご参考までに申し上げます。資料69-3には記載してございませんけれども、例年接続料の認可の際に、接続料の水準の妥当性を検証することを目的として実施しているものです。資料69-4の23ページをご覧ください。スタックテストの運用方法については、いわゆるガイドラインで規定されておりますとおり、将来原価方式によって算定された機能を利用して提供されるサービスのうち、市場が拡大傾向にあるものを基本として総務省が決定することとしてございます。このため、例年加入光ファイバとNGNを利用したサービスについて、スタックテストを実施してございます。今回の申請において、将来原価方式の申請はされてございませんけれども、例えば加入光ファイバの接続料については、平成26年に認可した平成28年度分を暫定的に適用するなど、今年度の接続料から変更になっていることから、仮のスタックテストを実施しているところでございます。ただし、5月以降、NTT東西から改めて加入光ファイバとNGNについての変更認可申請がありますことから、このときに改めてスタックテストを行うこととしてございますので、本日の説明からは詳しい説明は割愛させていただきたいと考えてございます。

以上を踏まえて、審査の結果でございます。資料69-4の17ページでございます。この電気通信事業法施行規則、接続料規則、それから電気通信事業法関係審査基準の規定に基づいて審査をした結果、総務省としては、審査事項についてはいずれも適と判断してございまして、申請があった接続約款の変更について認可をすることといたしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○辻部会長 どうもありがとうございました。

それではただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

○酒井部会長代理 よろしいですか。

○辻部会長 どうぞ。

○酒井部会長代理 ドライカップにしろ、あるいは専用線にしろ、設備更改の影響とかいろいろあるかもしれませんが、とにかくずっと上がりぎみの傾向があるの

ですが、これはトラフィックが減っていることが主要原因とすると、まだずっとそういう傾向が続きそうな感じなのではないでしょうか。

○竹村料金サービス課長 NTT東西におきましても、コストの削減には努めていただいておりますけれども、やはり需要が低下傾向ということで、その影響で接続料がどうしても上昇傾向ということでございます。

○山下委員 今の質問に関連してよろしいですか。

○辻部会長 山下委員。

○山下委員 今のご質問のうちの専用線ですけども、これは2年連続で非常に上昇率が高いのですが、例えば今後の見通しでいうと、もう設備の更新が終わっているということになると、専用線の接続料はこの水準で落ちつくなり、今後、また下がるなりというような見通しを考えられておられるのか教えてください。

○竹村料金サービス課長 先ほどご説明しましたとおり、専用線については設備を更改したということで、昨年、それから今年の上昇については、設備更改に伴うコストが反映されてございます。今回、設備更改が終わったということで、今までのような上昇要因というのはなくなるのではないかと、それから、新しい設備で専用線の収容効率も上がるということで、需要の減少もございましてけれども、上昇傾向というのは少し抑制ぎみになるのではないかと期待しております。

○辻部会長 そのほかございませんでしょうか。

そうしたら、本件につきましては……。すみません、気がつかなくて。

○関口委員 いいです。

○辻部会長 いいですか。わかりました。

では、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。意見の招請は従来どおり2回実施することとし、1回目の意見招請期間は、2月16日火曜日までといたします。その後、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 それでは、その旨決定することといたします。

イ 接続料規則等の一部改正について【諮問第3081号】

○辻部会長　それから、次は諮問第3081号「接続料規則等の一部改正」について総務省からご説明をお願いいたします。

○竹村料金サービス課長　それでは、資料69-7に基づきまして、諮問の概要について説明をいたします。

まず、1ページおめくりいただきまして諮問書をご覧くださいと思います。本件は、電気通信事業法の関連規定に基づきまして、接続料規則の一部改正を諮問させていただくものでございます。

それから、2ページでございます。先ほどの諮問案件の際にご説明しましたとおり、接続料規則に規定してございますアンバンドル機能のうち、手動交換機能、基地局設備用端末回線伝送機能、それから、呼関連データベース機能、この3つの機能につきまして、NTT東西、接続事業者とも、既にこれらの機能を利用したサービスの提供を終了し、サービス利用者はいないこと、それから、NTT東西が、直近まで利用していた接続事業者を確認をしたところ、今後もこれらの機能を利用する予定はないことから、各機能を削除するとともに、各機能を提供するための設備は、現状他の事業者の設備と接続することが、利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができないものとはいえないことから、一種指定設備から除外するということが適当と考えられるため、関係省令等の改正を行うものでございます。

それで、続きまして、3ページの改正の概要をご覧くださいと思います。まず「1 手動交換に係る設備、機能」についてご説明をいたします。この機能でございますけれども、例えば通話料金を着信者に負担してもらいいわゆるコレクトコールのように、オペレータが介在して、手動により交換等を行うための機能でございます。この中には、手動交換のための交換機のコストですとか、オペレータの人員費などが接続料の原価になってございます。今回の改正では、手動交換に係る設備を指定設備から除外し、その機能を接続料規則から削除するというものでございます。あわせて、一種指定設備会計規則から、手動交換に係る項を削除することにしてございます。

次に、「2 基地局設備用端末回線伝送に係る設備、機能」についてご説明をいたします。この機能は、PHSサービスを提供する事業者が、NTT東西の伝送路交換機を用いて接続するための機能でございまして、具体的にはメタル回線コスト、MDFコストなどが接続料原価となっております。今回の改正では、この設備を一種指定設備から除外し、機能を接続料規則から削除するという改正でございまして、

次に、一番下の呼関連データベースに係る設備、機能でございまして。この機能は、先ほどもご説明しました基地局設備用端末回線伝送機能を利用してPHSサービスを提供する事業者が、PHS端末の位置情報を管理するための機能でございまして、こういった位置情報を管理するためのサーバーやソフトウェアなどが接続料原価となっております。今回の改正では、設備を一種指定設備から除外し、機能を接続料規則から削除いたします。加えて、一種指定設備会計規則の項目からこの項を削除するというところでございまして、

5ページ以降に新旧対照表がついてございまして、具体的な改正内容について簡単にご説明をしたいと思います。まず、接続料規則につきましては、第4条の表のところでございますけれども、アンバンドル機能を規定しているものでございまして、基地局設備用端末回線伝送機能につきましては、7ページの下のところにありますとおり、機能を削除するというものでございまして。同様に、11ページにありますとおり、ほかの2つの機能につきましても機能を削除してございまして。そのほか、3つの機能の削除に伴いまして、別表などの関係規定の改正を行ってございまして。それから、23ページにありますとおり、附則の第11項と第12項のほうで、基地局設備用端末回線伝送機能の接続料算定に関する経過措置の規定がございまして、今回この規定を削除するものでございまして。それから、35ページにありますとおり一種指定設備会計規則につきましても、こういった会計の整理の必要がなくなることから、設備区分別費用明細表などから設備を削除するという改正を行ってございまして。最後に37ページでございましてけれども、いわゆる指定告示につきましても、ご説明した3つの機能について削除するという改正を行ってございまして、

最後に、施行期日につきましては、改正することが適当と認められた後、速やかに制定の手続を行い、公布の日から施行したいと考えてございまして、

説明は以上でございまして、

○辻部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

レガシー系のサービスは、やはりデジタル系にとって替わられていき、技術進歩も進みますから、こういうような事態になっていくのはいたし方がないと思います。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載して公告し、広く意見の募集を行うことといたします。意見の招請は、従来どおり2回実施することとし、1回目の意見招請期間は2月25日木曜日までといたします。その後、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会におきまして調査・検討をされた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 それでは、その旨決定することといたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○東情報流通行政局総務課課長補佐(事務局) 事務局から2点お伝え申し上げます。

1点目ですが、本日の資料はかなり大部にわたりますので、後ほど事務局から送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

2点目は、次回の電気通信事業部会の日程ですが、2月12日金曜日の午後の開催を予定しております。詳細につきましては、別途事務局から改めてご連絡を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○辻部会長 どうもありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

閉 会